

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社 東豊興業	代表取締役 豊永 英雄	知事許可 (般・特) 第 4191 号	高知県長岡郡 大豊町東土居 83- 1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 3 年 3 月 24 日から令和 3 年 6 月 23 日まで (3 月)
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った高知県発注の政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第 15 条第 2 号及び同法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 19 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（1）（県発注工事に関する建設業法違反）に該当</p>